

第 59 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

令和元年 6 月 12 日（水） 10：30 ～ 12：05

2. 開催場所

NBF ユニックスビル 8 階第 1 会議室

3. 出席者

【評 議 員】上石評議員、五十嵐評議員、伊勢評議員、大村評議員、吉川評議員、
十河評議員（議長）、野地評議員、渡邊評議員（五十音順）

4. 議題

- (1) 平成 30 年度福島支部事業報告（速報）について
- (2) 令和元年度福島支部事業計画について
- (3) 令和元年度福島支部の主な取り組みについて
- (4) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議会には評議員 9 名中 8 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議長選出について】

十河評議員が議長に就任した。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

- (1) 平成 30 年度福島支部事業報告（速報）について
- (2) 令和元年度福島支部事業計画について
- (3) 令和元年度福島支部の主な取り組みについて

評 議 員 資格喪失後の保険証の回収率について、平成 30 年度 KPI の目標である 95.50%に対して実績は 91.91%となっているが、目標を下回った理由は何か。また、この結果を踏まえて今年度の取り組みは前年度に比べて強化されたものになっているのか。

事 務 局 目標を下回った理由の一つとして、事業所に対する制度の周知不足が挙げられる。例えば、「月の途中で退職した場合は月末まで保険証が使用できる」あるいは、「次の保険証が手元に届くまでは前の保険証が引き続き使える」といった誤った認識が根強くあることから、今年度は改めて制度の周知を中心とした広報に力を入れていきたい。加えて、取り組み強化策の一つとして、保険証の回収率が低い事業所については、直接訪問のうえ、早期回収の周知を図りたいと考えている。

評 議 員 資格喪失届に保険証が添付されていない場合でも、資格喪失届は有効なのか。

事 務 局 保険証の添付がなくても資格喪失届としては回収不能届を添付することにより日本年金機構において受理されるので、有効である。そのため、資格記録上は喪失しているが、保険証は手元に残るといった状況が生じる。なお、資格喪失後受診の防止対策として、国が主導で 2021 年度よりすべての医療保険者の資格情報が医療機関窓口で確認できるオンライン資格確認システムが運用開始となる予定であるため、将来的には保険者の未収金が減少することが期待される。

評 議 員 KPI の中に「社会保険診療報酬支払基金と合意したレセプト点検の査定率」という項目があるが、この数値は一次審査を担当する支払基金と、二次審査を担当する協会けんぽで共有しているという認識でよろしいか。

事 務 局 KPI は支払基金と協議をして設定した数値ではなく、あくまでも協会けんぽが独自に設定している数値である。なお、支払基金との定期的

な協議の場を通じて KPI を説明し、協力を要請している。また、一次審査を担当する支払基金では新システム導入による審査業務の効率化や審査基準の統一化等が進められているところであり、今後は二次審査を担当する協会けんぽの点検手法も大きく変わっていくものと考えている。

評 議 員 医療費適正化の観点からの質問になるが、かぜ等の慢性疾患でない場合、処方された薬が余り、結果として薬が無駄になるというケースがある。このような事象への対策として、協会けんぽとして対策は講じているのか。

事 務 局 複数の医療機関等を受診すること等により発生する多剤投与については、文書による照会や訪問等、協会けんぽとして対策に取り組んでいるところである。しかしながら、適正に処方されたものについてまでチェックする仕組みは無い。

評 議 員 ジェネリック医薬品の切り替えに対する医師の対応がここ数年で大きく変わってきていると感じている。以前は切り替えに明確に反対していた医師でも、最近では切り替えを勧めるようになってきた。これは国を始めとした行政や協会けんぽ等の医療保険者の地道な取り組みの成果であると感じている。今後とも積極的な取り組みを推進していただきたい。

評 議 員 新たな取り組みとして、例えば、将来を見据えて、医大の学生に対してジェネリック医薬品に関する啓発活動を行うことも有効であると思われる。

事 務 局 国の目標である 80%の早期達成に向けて、支部としてこれまで以上に様々な施策を講じていきたいと考えている。

評 議 員 先日の社会保険委員会総会の中で県南地域における健康事業所宣言制度の宣言事業所数が少ないとの話題になった。その理由等あれば教えていただきたい。また、今後は社会保険委員会の中でも推進していく必要があると考えており、会員事業所へ働き掛けていきたいと考え

ている。

事務局 県南地域の宣言事業所数が少ないのは、地域性というよりも、我々の広報が行き渡っていないことが理由の一つであると考え。福島支部としてはこれまで以上に積極的に広報を推進していく。社会保険委員会からの働きかけについてはぜひご協力をお願いしたい。

評議員 福島支部では県民の健康度に関するデータをどの程度保有しているのか。また、例えば県民の健康寿命に対して、福島支部の取り組みがどの程度寄与しているのかを示すようなデータはあるのか。

事務局 県民の健康度に関するデータに関しては、健康増進法に基づき県が策定した「第二次健康ふくしま 21 計画」において目標値と合わせて過去の各種データが示されている。協会けんぽでは、福島支部加入者の医療費データや健診結果のデータ等を保有しており、これだけでも福島県民の約 3 割に相当するものになる。加えて、現在、福島県主導で国民健康保険加入者データと協会けんぽ加入者のデータを合わせた県民の約 7 割をカバーする大規模なデータベースを構築しており、連携しながら県民の健康度に関して詳細な分析を進めているところである。なお、協会けんぽでは健診や保健指導、重症化予防の推進等、様々な保健事業を推進しているところではあるが、これらはいずれも医療費適正化、すなわち一人当たり医療費を抑制することを指標としたものである。そのため、現状では、福島支部の取り組みが県民の健康寿命にどの程度寄与しているのかをみることは困難である。

(4) その他

評議員 (ブロック評議会当日の感想)

主に協会けんぽ事業の理解促進に向けた取り組みについて、並びに、インセンティブ制度の各支部における取組についての議事であったが、各支部ともに積極的な取り組みを行っているという印象を受けた。他支部の好事例も取り入れつつ、引き続き保険者機能の発揮に努めていただきたい。